

●香川県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年4月20日から同年5月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松香川線（280号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市仏生山町甲238番1地 先から	前	8.1~8.4	151	市道改良工事に伴う県道 移管
高松市仏生山町甲953番5地 先まで	後	8.5~11.2	151	

- 4 供用開始の期日 平成30年4月20日